

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
令和2年度 定時社員総会 議案集

令和2年6月17日(水)



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会



# 目 次

## 【議案資料】

### 第1号議案 令和元年度事業報告(案)に関する件

令和元年度事業報告(案)	1
--------------	---

### 第2号議案 令和元年度決算報告(案)に関する件

令和元年度収支計算書(案)	14
---------------	----

同附属明細書(案)	16
-----------	----

同貸借対照表(案)	16
-----------	----

監査報告書	17
-------	----

### 第3号議案 役員候補者の選任(案)に関する件

### 第4号議案 定款変更(案)に関する件

## 【報告関係資料】

① 令和2年度事業計画	25
-------------	----

② 令和2年度収支予算	32
-------------	----

③ ふくせん新規入会・退会・会員数の推移	34
----------------------	----

④ 賛助会員入退会状況	35
-------------	----

⑤ 令和元年度新規入会者数及び令和2年度ブロック活動費	36
-----------------------------	----

## 【参考資料】

① ブロック長名簿	38
-----------	----

② 定款	39
------	----

③ 倫理綱領	43
--------	----



## 第 1 号議案 令和元年度事業報告（案）に関する件

## 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

## 令和元年度事業報告（案）

## 令和元年度基本方針

1. 福祉用具専門相談員の質の向上に関する調査研究を行い、福祉用具サービスのさらなる充実を可能とする仕組みを検討する。また研修ポイント制度の普及をはじめとした自己研鑽環境整備の推進を図る。
2. ブロック長会議や展示会等を通じ会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図る。必要に応じ提言等を行う。
3. ブロックにおいて地域に根差した活動を増やすことにより、福祉用具専門相談員の存在と役割について、多職種に理解して頂けるような活動を行う。
4. FJC 協会からの業務移管を滞りなく実施するとともに、FJC 協会会員の本会入会を促進するために必要な活動を行い、会員増につなげるとともに、本会の職能団体としての地位向上を図る。
5. 職能団体としての影響力を高めるため、FJC(福祉住環境コーディネーター)会員の  
本会入会目標 1,000 名を加えた 3,450 名を今年度末目標として会員増を図る。  
(参考 平成 31 年 3 月末会員 2,329 名)  
※令和 2 年 3 月末現在の会員数は 3,085 名(内正会員 2,312 名、FJC 会員 773 名)

## 1. 定時社員総会・理事会等の開催、運営

定款の目的を実現するために適正な事業計画、収支予算を作成し、適切に実施していくために定時社員総会、理事会、正副理事長会議を開催した。また、各地域での会員の自主的な活動を促進していくためブロック長会議、ブロック等組織化対策委員会を開催した。

## (1) 定時社員総会の開催

6 月 17 日に定時社員総会を開催し、平成 30 年度事業報告(案)・決算報告(案)について社員各位に審議を求め、承認を得た。併せて、令和元年度事業計画・収支予算の実施について、社員各位に説明し、協力を求めた。

- 開催日: 令和元年 6 月 17 日
- 場 所: 東京国際フォーラム(東京都)
- 内 容: 平成 30 年度事業報告(案)、決算報告(案)等

## (2) 理事会の開催

令和元年度事業計画、収支予算の実施、その他会務における適正な業務の執行に関する事項を決議するため、理事会を開催した。

### <第1回>

- 開催日: 令和元年5月15日
- 場 所: TKP 田町カンファレンスセンター(東京都)
- 内 容: 平成30年度事業報告(案)、決算報告(案)等

### <第2回>

- 開催日: 令和2年3月16日
- 場 所: 新型コロナウイルスの影響を受け書面にて実施
- 内 容: 令和2年度事業計画(案)、令和2年度収支予算(案)等

## (3) 正副理事長会議の開催

理事会の調整を行うために、正副理事長会議を開催した。

- 開催日: 令和2年2月19日
- 場 所: リロの会議室「田町」(東京都)
- 内 容: 令和2年度事業計画(案)、令和2年度収支予算(案)等

## (4) 全国ブロック長会議

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るため、全国ブロック長会議を開催した。

### <第1回>

- 開催日: 令和元年4月18日
- 場 所: ATC ホール(大阪府)
- 内 容: 厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐 畑 憲一郎氏の特別講演、平成30年度事業報告(案)、令和元年度事業計画(案)、第1回福祉用具専門相談員研究大会、福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)等

### <第2回>

- 開催日: 令和元年9月25日
- 場 所: 東京ビックサイト 会議棟(東京都)
- 内 容: 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の促進、ふくせん会員の入会促進、FJC 会員との合流及び研修状況、意見交換、事務局への要望等

## 2. 委員会等の設置・開催

理事会から付託された事項について、検討・企画・実施するため、委員会を設置・開催した。

### (1) ブロック等組織化対策委員会

ブロック未設置10道県の設立促進を図るため、ブロック等組織化対策委員会を開催した。

- 開催日: 令和2年2月19日
- 場 所: リロの会議室「田町」(東京都)
- 内 容: ブロック未設置道県の設立促進について、各ブロックの活動好事例に関する情報交換等

### 3. 会員、組織に関する活動

前記の基本方針に基づき、会員増強並びに全国組織化を推し進めるとともに、活発なブロック活動に必要な支援等を行い、職能団体としての地位向上に資する活動を展開した。

#### (1) 会員増強・プラスワン運動の展開

令和元年4月18日、令和元年度ブロック長会議にて運動展開を説明した。

令和元年6月17日、令和元年度定時社員総会にて平成30年度プラスワン運動への功労者表彰等を行った。

#### (2) 各ブロックの活動、運営支援や各地域での研修会開催支援(94件)

各地域における会員間の交流など、地域活動等を適切に行うことができるよう、既存ブロックの研修開催を支援した。

(別添「令和元年度ブロック活動実績一覧」参照)

#### (3) 携帯型会員カードの発行

会員の帰属意識を高めるため、昨年度に引続き新規入会者に対して入会手続完了後に携帯型会員カードを発行した。

#### (4) 賛助会員制度の充実と入会促進

本会の活動を側面から支援して頂く賛助会員と正会員の交流が効果的に図れるよう、展示会や広報活動などを通じて、情報交換等の場を設定した。また、新規賛助会員の募集活動を積極的に行い、新たに3社の入会をいただいた。

- ・ ふくせんレポートへのロゴ掲載、展示会でのスタンプラリー企画、定時社員総会や展示会にあわせた懇親会の開催、正会員が参加する研修会での連携など
- ・ 令和元年度新規入会／株式会社ニシケン、東京商工会議所、株式会社モリトー(入会順)

### 4. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

前記の基本方針に基づく事業を円滑に実施していくため、国に対して必要な政策提言を行うとともに、自治体や全国・地域の関係者と連携して必要な活動を展開した。

#### (1) ブロック等を通じた都道府県・関係団体等との連携

ブロックを通じて、都道府県・関係団体等と連携しながら、福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上に向けた環境づくりを進めた。

#### (2) 古屋範子議員の国会質問

令和2年2月25日、衆議院予算委員会第五分科会において、古屋範子議員(元厚生労働副大臣、衆議院議員公明党副代表)が、福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の義務づけと介護ロボットの継続的活用に向けた対策、福祉用具サービス計画書の書式統一に関して質問された。

#### (3) 国政等への申し入れ等

国に対して必要な政策提言を行うため、下記対応を行った。

- ・ 10月30日 公明党政策要望団体ヒアリング
- ・ 1月31日 衆議院・参議院議員会館訪問
- ・ 2月20日 古屋範子議員訪問(上記国会質問に際し説明を実施)

## 5. 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進を目的に、以下の活動を行った。令和元年度の新規登録者は5名、登録者総数は341名となった。

### (1) 研修ポイント制度「研修認証委員会」開催、認証結果、開講情報等の公表

月1回、研修認証委員会を開催し、ポイント付与の対象となる研修の認証作業を行った。令和元年度は90件の研修を認証した。認証結果、研修の開講情報等は、毎月WEBで公表した。

### (2) 研修ポイントの認定と登録支援・公表

介護保険の運営基準の制度改正で、福祉用具専門相談員に自己研鑽の結果を客観的に示す必要性があることから、マイページに出力機能を付与し、必要な情報を選択できる環境を整備した。

### (3) 研修ポイント制度の普及啓発活動

研修ポイント制度による「福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援する環境づくり普及・啓発運動」を展開した。

## 6. 研修に関する活動

本会では、福祉用具サービスの質の確保と、専門職としての専門性の向上を目指して、以下の研修等を行った。

### (1) 「福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)」の開催

社会保障審議会介護保険部会での「より専門的知識及び経験を有する者」の配置の促進が提案されたことを受けて、本会では厚生労働省・老人保健健康増進等事業による調査研究を行った。この調査研究事業の結果を受けて、福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)を平成29年度より開催している。令和元年度は下記の通り7回開催した(受講者93名:累計341名)

- ・ 令和元年6月19日～21日:三重県ブロック・お茶の水ケアサービス学院(三重県)
- ・ 令和元年7月18日～20日:総合健康推進財団九州支部(熊本県)
- ・ 令和元年9月10日～12日:日本教育クリエイト(鳥取県)
- ・ 令和元年9月20日～22日:福祉用具プラザ北九州(福岡県)
- ・ 令和元年10月23日～25日:ふくせん三重県ブロック(三重県)
- ・ 令和元年12月5日～7日:関西シルバーサービス協会(大阪府)
- ・ 令和2年14日、21日、3月6日:介護労働安定センター香川支部(香川県)

※ 新型コロナウイルスの影響により、かながわ福祉サービス振興会(神奈川県)、広島県シルバーサービス振興会(広島県)開催分は中止となった。

### (2) 第1回福祉用具専門相談員研究大会の開催

福祉用具専門相談員が取り組む事例や活動等の発表機会を持つことで、専門職としての資質向上につながる機会を確保するため、日本福祉用具供給協会との共催にて、第1回福祉用具専門相談員研究大会を開催した。

- 開催日: 令和元年6月17日
- 場 所: 東京国際フォーラム(東京都)
- 来場者: 348名
- 内 容: 記念講演1題・教育講演1題・口述/ポスター発表22題



- 大会長: 岩元文雄(本会理事長)

**【来賓挨拶】**

来 賓: 大島一博氏(厚生労働省老健局長)

**【記念講演】**

演 題: 「平成から令和へ、福祉用具業界に期待すること」

講 師: 中村 秀一氏(一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム 理事長)

**【教育講演】**

演 題: 「現場から発信する福祉用具の有効性について」

講 師: 東 祐二氏(国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害工学研部  
部長)

**【研究発表】**

座 長: 金沢 善智氏(株式会社バリオン 代表取締役)

小林 毅氏(学校法人敬心学園大学開設準備室)

東 祐二氏(前述)

東畠 弘子氏(国際医療福祉大学大学院福祉支援工学分野 教授)

**(3) 福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修の開催**

福祉用具専門相談員の指定講習や地域での福祉用具サービス計画作成の指導を行うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)を養成するための研修会を開催した。(受講者 21 名)

■ 開催日: 令和元年 8 月 30 日～31 日

■ 場 所: パラマウントベッド株式会社大阪支店(大阪府)

**(4) リフトリーダー養成研修の開催支援**

自己研鑽や研修機会の確保、また福祉用具プランナーの更新研修の要件となっているため、テクノエイド協会が主催する「リフトリーダー養成研修」を下記ブロックにおいて開催した。

**<鳥取県ブロック>**

■ 開催日: 令和元年 6 月 28 日～29 日

■ 場 所: 新日本海新聞社中部本社ホール

**<京都府ブロック>**

■ 開催日: 令和元年 11 月 6 日～7 日

■ 場 所: 有限会社スマイルケア

**<滋賀県ブロック>**

■ 開催日: 令和元年 12 月 9 日～12 月 10 日

■ 場 所: 滋賀県立長寿社会福祉センター

**<香川県ブロック>**

■ 開催日: 令和 2 年 2 月 7 日～8 日

- 場 所: 香川県社会福祉総合センター

<岡山県ブロック>

- 開催日: 令和2年2月13日～14日
- 場 所: きらめきプラザ

(5) 高齢者のための車椅子フィッティングセミナーの開催

車椅子の相談・選定・適合に携わる福祉用具プランナー、福祉用具貸与事業者等を対象に、高齢者の正しい姿勢を考えるためのシーティング知識・技術と車椅子選定・調整スキルの習得を目的に、福祉用具関連従事者資質向上セミナー実行委員会が主催する「高齢者のための車椅子フィッティングセミナー」をふくせん宮城県ブロック、福島県ブロック、山形県ブロックの3県合同で開催した。(受講者25名)

- 開催日: 令和元年11月13日～14日
- 場 所: フランスベッド株式会社 東北支社(宮城県)

(6) スキルアップセミナーやタウンミーティングの開催支援

委託事業として、主にFJC会員を対象に開催されるスキルアップセミナーやタウンミーティング等を下記4都府県において開催した。

<神奈川県>

- 運 営: NPO 法人地域住環境改善センター
- 開催日: 令和元年9月10日、10月8日、12月10日、1月14日
- 内 容: 福祉用具と古武術式介護・介助技術と住宅改修の融合

<大阪府>

- 運 営: NPO 法人ユニバーサルデザイン推進協会
- 開催日: 令和元年11月17日
- 内 容: 福祉住環境プランニングセミナー(脳血管疾患車いすレベルの場合)

<東京都>

- 運 営: NPO 法人世田谷福祉住環境コーディネーター研究会
- 開催日: 令和元年12月7日
- 内 容: 手すりのイロハニ

<山形県>

- 運 営: NPO 法人高齢社会の住まいをつくる会
- 開催日: 令和2年1月17日
- 内 容: 健康は住宅で決まる～人も家も健康長生き

\*台風や新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、高槻福祉住環境コーディネーター連絡協議会、あいち福祉住環境研究会、NPO 法人地域住環境改善センター開催分は中止となった。

## 7. 広報に関する活動

職能団体としての地位向上に向けた本会での活動を広く周知するために、以下広報活動を展開した。

### (1) 福祉用具専門相談員の自己研鑽支援の実施

自己研鑽の努力義務が法定化され、その結果、福祉用具専門相談員が継続的に職業能力の開発・向上に努められるよう、所属事業者の理解や、地域における研修機会の確保、研修受講の結果を適切に評価する仕組みなど、福祉用具専門相談員を支援する環境づくりが求められている。本会では関係者と連携し、福祉用具専門相談員、福祉用具貸与事業所、行政、研修実施者、ケアマネジャー等を対象に、福祉用具専門相談員の自己研鑽支援を実施した。

- ・ 普及啓発シンポジウムの開催  
(4月のバリアフリー2019/9月の国際福祉機器展 H.C.R.2019)
- ・ 令和元年度定時社員総会における広報活動
- ・ 各ブロックによる普及・啓発活動の実施(チラシ等の配布)

### (2) 福祉用具サービスハンドブック「医療系サービス用語編」制作・配布

全国生活共同組合連合会・こくみん共済coop(全労済)からの助成を受けて、福祉用具専門相談員向けの医療従事者との連携時に役立つ医療系サービス用語等を簡潔に説明、整理したハンドブック(A6判)を制作し、全会員、関係者等への配布を行った。福祉用具専門相談員がサービス担当者会議に参加する際など、医療系専門用語の理解に基づく連携促進や福祉用具サービス計画書の立案、利用者・家族への説明等に役立っている。

### (3) バリアフリー2019、国際福祉器機展H.C.R.2019への出展・イベント開催

バリアフリー2019 及び国際福祉器機展 H.C.R.2019 にて、企画展示、シンポジウム、ワークショップ等を行った。

《バリアフリー2019:4月18日～20日:大阪府》

＜シンポジウム＞

- 開催日: 令和元年4月18日
- 内 容: 「福祉用具専門相談員への提言～平成30年度制度改正と更新研修(ふくせん認定)を通して～」

【第一部:基調講演】

- 講 師: 白澤 政和氏(国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野 教授)

【第二部:シンポジウム】

コーディネーター: 渡邊 慎一氏(一般社団法人神奈川県作業療法士協会 顧問)

ス ピ ー カ ー: 野沢 昇悟氏(株式会社美濃庄)・岩元文雄(本会理事長)

助 言 者: 畑 憲一郎氏(厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐)

＜ワークショップ＞

- 開催日: 令和元年4月19日
- 講 師: 金沢 善智氏(株式会社バリオン 代表取締役)
- 内 容: 「住環境整備と福祉用具サービス計画書の書き方!～出展メーカーによる機器プレゼンと複数案提示のポイントから選定提案までの落とし込みを丁寧解説!～」

《国際福祉器機展 H.C.R.2019:9月25日～27日:東京都》

＜シンポジウム＞

- 開催日: 令和元年9月25日
  - 内容: 「新時代の福祉用具専門相談員が進むべき方向」
- コーディネーター: 岩元 文雄(本会理事長)
- スピーカー: 金沢 善智氏(株式会社バリオン 代表取締役)  
小林 毅氏(学校法人敬心学園大学開設準備室)  
東 祐二氏(国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
障害工学研究部部長)  
東畠 弘子氏(国際医療福祉大学大学院福祉支援工学分野  
教授)  
水越 良行氏(株式会社ヤマシタ 副課長)  
渡邊 慎一氏(一般社団法人神奈川県作業療法士会 顧問)

#### (4) 一般・会員専用サイトなどホームページの充実

会員への WEB アンケートによって把握したニーズを参考に、ホームページの整理・充実を図った。一般の方も閲覧可能なページでは活動紹介や厚生労働省からの通知等の掲載を充実させた。

#### (5) 「ふくせんレポート」の発行: 総合版、新装版(FJC 会員合流版)、号外

会員にとって必要と思われる厚生労働省等の行政情報や、本会が行う会議、研修、イベント等をレター形式の情報誌総合版「ふくせんレポート」を1回発行した。

また、「創刊0号」よりFJC 会員向けの住宅改修の事例等も加えた新装版「ふくせんレポート」を3回発行するとともに、会員専用ページに掲載した。また、号外版を1回発行した。

＜総合版＞(1回)

- ・「ふくせんレポート第25号」第1回福祉用具専門相談員研究大会記者会見等  
(令和元年4月18日発行)

＜新装版＞(3回)

- ・「ふくせんレポート創刊0号」FJC 会員を仲間に加え新生ふくせん誕生へ等  
(令和元年6月17日発行): FJC 会員・正会員等へ郵送
- ・「ふくせんレポート創刊1号」定時社員総会、第1回福祉用具専門相談員研究大等  
(令和元年8月30日発行)
- ・「ふくせんレポート創刊2号」H.C.R.2019 シンポジウム等  
(令和元年12月5日発行)

＜号外版＞(1回)

- ・「経営概況調査・次期介護保険改正」  
(令和元年12月27日)

## 8. 調査・研究に関する活動

前記基本方針に基づき、福祉用具専門相談員の質の向上に関する以下の調査・研究等を行った。

(1) 令和元年度厚生労働省老健事業

「安心できる住環境の確保に向けた他職種連携の在り方に関する調査研究事業」への取組

厚生労働省より老人保健健康増進等事業の助成を受け、標題の事業に取り組んだ。本事業において、他職種連携の在り方等について福祉用具貸与事業所(1,500ヶ所無作為抽出:有効回収数 745 件 有効回収率 49.6%)、福祉用具専門相談員(1,500ヶ所無作為抽出:有効回収数 756 件 有効回収率 50.4%)、自治体向け(1,742ヶ所悉皆:有効回収数 1,155 件 有効回収率 66.3%)のアンケート調査、福祉用具専門相談員へのヒアリング調査(5ヶ所、25名)を実施した。また、他職種連携のモデル研修を神奈川県(令和2年1月15日開催:29名参加)、長崎県(令和2年1月17日開催:50名参加)にて実施した。モデル研修事業等を基に各ブロック等にて他職種連携を開催できるように指導要領を作成した。検討委員会・作業部会等での討議内容やアンケート調査の結果等について報告書として、当会ホームページにて掲載した。

(2) 世田谷区の福祉用具訪問調査への協力

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具貸与・販売に係る訪問調査を行っている。この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行うものである。なお、国は、第3期介護給付適正化計画の指針において、本会のブロック等との連携による事業も例示している。また、隔年で開催されている世田谷区講演会において企画協力を行った。令和元年度訪問調査件数:37件

- 開催日: 令和元年11月14日
- 場 所: 砧総合支所内・成城ホール(東京都)
- 内 容: 介護保険制度における福祉用具・住宅改修について
- 講 師: 畑 憲一郎氏(厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐)

※記載されている役職は令和2年3月末現在

以上



## 令和元年度ブロック活動実績一覧

都道府県	日程	種類	内容・講師等
青森県	3/2	代議員選任	
岩手県	-	-	-
宮城県	7/26	役員会	
	11/13・14	研修会	高齢者のための車椅子フィッティングセミナー 講師:松野史幸氏・松岡研太郎氏・大淵哲也氏・鈴木寿郎氏
秋田県	11/13	セミナー説明及び用具提供	令和家政サービス向上セミナーにおいて「福祉用具の説明」をふくせん会員が務める
山形県	7/24	役員会	
	10/2 10/3 10/28	他団体研修会	山形県介護支援専門員現任研修において「福祉用具を活用するための基礎知識」部分の用具の説明及び事例の発表をふくせん会員が務める
	11/13・14	研修会	高齢者のための車椅子フィッティングセミナー 講師:松野史幸氏・松岡研太郎氏・大淵哲也氏・鈴木寿郎氏
福島県	11/13・14	研修会	高齢者のための車椅子フィッティングセミナー 講師:松野史幸氏・松岡研太郎氏・大淵哲也氏・鈴木寿郎氏
栃木県	-	-	-
茨城県	11/14	セミナー説明及び用具提供	令和家政サービス向上セミナーにおいて「福祉用具の説明」をふくせん会員が務める
埼玉県	-	-	-
千葉県	-	-	-
東京都	4/24	役員会	
	6/12	役員会	
		研修会	電動車いすの特徴・種類・利便性について 講師:電動車いすメーカー
	6/17	第1回福祉用具専門相談員研究大会	研究大会運営サポート
	9/11	研修会	現場のヒヤリハットを参考にリスクマネジメントや法的な危険性について 講師:MS&AD インターリスク総研(株) 岡田・青木氏
	9/25~27	H.C.R.2019	ふくせんブース・セミナー運営サポート
	10/11	セミナー説明及び用具提供	令和家政サービス向上セミナーにおいて「福祉用具の説明」をふくせん会員が務める
	11/11	研修会	いざという時の為に学んでおきたい救命救急 講師:羽原克也氏(上野消防団長)
	12/11	役員会	
2/20	研修会	新たな知識を身に付け、提案の幅を広げよう 講師:ブロック会員3名	
神奈川県	5/15	役員会	
		総会	
		研修会	福祉用具専門相談員に必要な認知症の知識とその役割 講師:成田すみれ氏((社福) いきいき福祉会 総

			合施設長,前神奈川県介護支援専門員協会 理事長)
	7/24	役員会	
	7/26・27	機器展	ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド(出展)
	9/25～27	H.C.R.2019	ふくせんブース・セミナー運営サポート
	10/14	セミナー説明及び用具提供	令和家政サービス向上セミナーにおいて「福祉用具の説明」をふくせん会員が務める
	11/20	役員会	
		研修会	質が求められる時代の福祉用具サービス計画の再確認と留意事項の重要性 講師:金沢善智氏(本会理事)
※2・3月のブロック役員会及び研修会は新型コロナ感染拡大防止の観点から中止とした			
新潟県	10/24	セミナー説明及び用具提供	令和家政サービス向上セミナーにおいて「福祉用具の説明」をふくせん会員が務める
富山県	9/10	総会	
石川県	4/22	役員会	
	6/20	役員会	
	7/12	研修会	福祉用具専門相談に求められる事 講師:長倉寿子氏(厚生労働省高齢者支援課指導官)
	9/20	役員会	
	2/16	役員会	
福井県	-	-	-
山梨県	11/22	役員会	
	12/11	臨時総会	
	1/20	役員会	
	2/7	研修会	住環境はこんなに変えられる! 講師:金沢善智氏(本会理事)
岐阜県	1/24	研修会	福祉用具専門相談員の今後の在り方・専門性について 講師:岩元文雄(本会理事長)
静岡県	10/25	研修会	静岡市のフレイル予防の取組 講師:加藤正嗣氏(静岡市保健福祉長寿局)
	11/22	機器展	福祉機器展セミナー in しずおか(共催)
		研修会	①真の認知症ケア バリテーション 講師:早川昌宏氏(日本バリテーション協会) ②これからの介護保険 講師:橋村寿人氏(株シルバー産業新聞社)
	3/18	総会・代議員選任	総会
愛知県	7/11	研修会	①第8期介護保険計画以降に福祉用具貸与で起こること ②福祉用具選定提案書の考え方と作成方法 講師:①・②共に金沢善智氏(本会理事)
	10/19	セミナー説明及び用具提供	令和家政サービス向上セミナーにおいて「福祉用具の説明」をふくせん会員が務める
三重県	6/19～21	研修会	福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)
	10/23～25	研修会	福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)
滋賀県	4/18～20	BF2019	ふくせんブース・セミナー運営サポート
	6/4	役員会	
	6/18	総会	
	7/23	役員会	



	11/18	役員会	
	12/9・10	研修会	リフター養成研修 講師:市川 洌氏(福祉技術研究所株)
京都府	4/1	役員会	
	4/18～20	BF2019	ふくせんブース・セミナー運営サポート
		総会	
	5/15	研修会	「自費ペット・軽度者申請どうしてる?動いてる?」 講師:ふくせん会員
	7/29	他団体研修会	京都府機能訓練指導員等研修会においてふくせん会員が講師を務める
	8/5	役員会	
	11/7・8	研修会	リフター養成研修 講師:市川 洌氏(福祉技術研究所株)
	11/30	研修会	作業療法士会との多職種研修 講師:渡邊慎一氏(本会理事)
大阪府	4/18～20	BF2019	ふくせんブース・セミナー運営サポート
	7/8	総会	
兵庫県	4/18～20	BF2019	ふくせんブース・セミナー運営サポート
	5/10	総会	
	7/5	研修会	認知症サポーター養成講座 講師:神戸市社協派遣講師
	10/26	セミナー説明及び用具提供	令和家政サービス向上セミナーにおいて「福祉用具の説明」をふくせん会員が務める
	11/8	研修会	ワンランク上のコミュニケーション技術 講師:金谷孝之氏(ZARO LOOK 代表)
奈良県	9/26	機器展	福祉機器展 in 奈良に出展
	2/12	総会	
和歌山県	4/18～20	BF2019	ふくせんブース・セミナー運営サポート
	5/23	総会	
鳥取県	4/2	役員会	
		役員会	
		総会	
	5/16	研修会	車椅子シーティング 講師:藤井直人氏(アイソネックス)
	6/28・29	研修会	リフター養成研修 講師:市川 洌氏(福祉技術研究所株)
	9/10～12	研修会	福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)
	10/3・4	研修会	可搬型階段昇降機機種別講習 講師:甲斐修次氏(株アルパシヤパン)
	3/23	役員会	
岡山県	2/13・14	研修会	リフター養成研修 講師:市川 洌氏(福祉技術研究所株)
広島県		総会	
	6/28	研修会	① 福祉用具専門相談に求められる事 講師:長倉寿子氏(厚生労働省老健局高齢者支援課指導官) ② 介護リフォームについて 講師:松岡直樹氏(TOTO株)
香川県	2/7・8	研修会	リフター養成研修 講師:市川 洌氏(福祉技術研究所株)
福岡県	7/19	研修会	①ふくせん協会活動と、老健事業の位置づけ

			講師:岩元文雄(本会理事長) ②安心できる住環境の確保に向けた他職種連携の在り方について 講師:渡邊愼一氏(本会理事,令和元年度老健事業委員長,厚生労働省老健局参与)
	9/3	臨時総会	新ブロック長選出
長崎県	11/23	機器展	福祉用具・機器展 in 佐世保 2019 出展
熊本県	5/24	総会	
宮崎県	5/16	総会	
		研修会	福祉用具サービス計画書・選定提案作成について 講師:藤山邦男氏(宮崎県ブロック長)
	11/11	機器展	福祉用具展示会&セミナー出展
鹿児島県	10/4・5	機器展	快護生活フェス!福祉用具の日 2019 福祉機器展&セミナー in かごしま各種講演・研修会・展示
沖縄県	7/3・4	機器展	社協主催福祉用具機器展共催

## 第2号議案

令和元年度収支報告(案)  
自平成31年4月1日  
至令和2年3月31日

項目	記号	算式	令和元年度予算										令和元年度実績合計	予算差異(実績-予算)	備考(主な計上根拠)
			一般(三分割)			ポイント制			事業						
			一般(狭義)	SV	更新研修(ふくせん認定)	計	世田谷	老健	生協	世田谷	令和元年度予算合計				
繰越金	①		28,554,489	1,351,360	0	29,905,849	0	0	0	0	0	29,905,849	0		
1 正会員会費収入 (内 FJC会員分)			29,500,000	0	0	29,500,000	0	0	0	0	0	29,500,000	▲ 2,720,000	正会員会費収入 @10,000円 × 2,301名 = 23,010,000円 (▲ 1,230,000) FJC会員会費収入 @5,000円 × 754名 = 3,770,000円	
2 賛助会員会費収入			5,500,000	0	0	5,500,000	0	0	0	0	0	5,500,000	▲ 200,000	賛助会員39社 @100,000円 × 53口	
3 P制度初期登録料			0	0	0	0	90,000	0	0	0	0	90,000	▲ 75,000	初期登録料 @3,000円 × 5名	
4 世田谷委託事業収入			0	0	0	0	0	484,000	0	0	0	484,000	▲ 44,960	世田谷区利用者訪問調査費(予定40件・37件実施)	
5 書籍販売等事業収入			300,000	0	0	300,000	0	0	0	0	0	300,000	▲ 167,714	書籍販売収入	
6 講演料収入			600,000	0	0	600,000	0	0	0	0	0	600,000	36,465	岩元理事長講演等謝金	
7 研修事業収入			3,340,000	0	0	3,340,000	0	0	0	0	0	3,340,000	▲ 1,302,500	更新研修手数料、SV研修受講料	
8 7/7/7組織活動費収入			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,616,839	ブロックでの研修会受講料等	
9 厚労省助成金事業収入			0	0	0	0	0	14,000,000	0	0	0	14,000,000	1,000,000	令和元年度助成金・1,500万	
10 消費生活協同組合助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	生協助成金収入
11 雑収入			10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	0	10,000	210,168	書籍発行による販売協力手数料等	
12 会計間振替			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,870	一般会計より研修ポイント等への会計間振替	
当期収入合計	②		39,250,000	450,000	1,500,000	41,200,000	600,000	14,000,000	1,500,000	1,500,000	484,000	57,784,000	▲ 1,628,832		
収入合計	③	①+②	67,804,489	1,801,360	1,500,000	71,105,849	600,000	14,000,000	1,500,000	1,500,000	484,000	87,689,849	▲ 1,628,832		

※予算差異(実績-予算)の▲は収入が予算より少なかったため

令和元年度収支報告(案)  
自 平成31年4月1日  
至 令和 2年3月31日

II 支出の部

項目	記号	算式	令和元年度予算										令和元年度 実績合計	予算差異 (実績-予算)	備考(主な計上根拠)	
			一般(三分割)			ホト制			事業							
			一般 (狭義)	SV	更新研修 (ふくせん 認定)	計	ホト制	老健	生協	世田谷	令和元年度 予算合計					
1 賃金(人件費)			0	0	0	0	0	0	660,000	0	0	0	660,000	528,000	▲ 132,000	派遣職員給与
2 書籍購入費			307,000	68,000	0	375,000	0	0	0	0	0	0	375,000	174,584	▲ 200,436	販売書籍仕入
3 7Dof/総務活動費支出			3,000,000	0	0	3,000,000	0	0	0	0	0	0	3,000,000	4,906,604	1,906,604	プロック活動費、奨励金、プロックでの研修会支出等
4 調査研究費			300,000	0	0	300,000	0	0	0	0	0	0	300,000	0	▲ 300,000	老健事業一般会計負担分
5 広報活動費			2,331,000	0	0	2,331,000	0	0	0	0	0	0	2,331,000	1,962,718	▲ 368,282	ふくせんレポート(情報誌FJCと合併)、HPなど情報発信
6 旅費交通費			2,480,000	100,000	120,000	2,680,000	0	25,000	3,805,000	0	0	0	3,805,000	3,202,610	▲ 602,390	理事会、各種委員会、事務局旅費他
7 P.制度委員会の設置・開催			0	0	0	0	400,000	0	400,000	0	0	0	400,000	327,288	▲ 72,712	認証委員会全額金等
8 P.制度広報に関する業務			0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000	0	▲ 100,000	リーフレット等作成費用
9 P.制度調査・システム改修			0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000	0	▲ 100,000	システム改修費用
10 通信運搬費			1,409,000	10,000	72,000	1,491,000	0	1,324,000	250,000	2,000	3,067,000	1,984,837	▲ 33,928	発送費、電話代等		
11 事務消耗品費			200,000	2,000	1,000	203,000	0	9,000	212,000	0	0	0	212,000	178,072	▲ 33,928	事務消耗品費
12 印刷製本費			1,290,000	40,000	54,000	1,384,000	0	1,900,000	1,050,000	0	4,334,000	5,006,980	672,980	▲ 1,672,980	全額資料・ふくせんレポート、コピーチャージ代等	
13 会議費			816,000	45,000	126,000	987,000	0	240,000	1,227,000	0	0	0	1,227,000	670,034	▲ 556,966	理事会、各種委員会開催
14 使用料・賃借料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	237,810	▲ 237,810	老健事業
15 謝礼金			511,000	175,000	126,000	812,000	0	1,008,000	2,380,000	360,000	0	0	2,380,000	1,396,108	▲ 983,894	理事会、各種委員会開催
17 委託費			17,209,000	0	0	17,209,000	0	6,500,000	23,709,000	0	0	0	23,709,000	22,678,100	▲ 1,029,900	ヤマシタ、老健事業委託費、FJC委託費
18 雑費			30,000	10,000	10,000	50,000	0	94,000	144,000	0	0	0	144,000	155,859	▲ 11,859	消耗品費等
19 総務費			0	0	0	0	0	1,259,000	1,259,000	0	0	0	1,259,000	2,909,127	1,650,127	老健事業:アンケート調査入力・集計業務、振込手数料等
④ 事業費計			29,863,000	450,000	509,000	30,822,000	600,000	14,000,000	47,403,000	481,000	1,500,000	46,319,709	▲ 1,083,291			
1 人件費			4,800,000	0	0	4,800,000	0	0	4,800,000	0	0	0	4,800,000	2,161,226	▲ 2,638,774	派遣職員給与
2 福利厚生費			120,000	0	0	120,000	0	0	120,000	0	0	0	120,000	134,496	▲ 14,496	福利厚生費
3 交際費			20,000	0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	0	20,000	16,200	▲ 3,800	花代等
4 什器備品			50,000	0	0	50,000	0	0	50,000	0	0	0	50,000	0	▲ 50,000	
5 消耗品費			10,000	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	10,000	5,543	▲ 4,457	消耗品費等
6 水道光熱費			200,000	0	0	200,000	0	0	200,000	0	0	0	200,000	130,730	▲ 69,270	水道・光熱費
7 賃借料			1,728,000	0	0	1,728,000	0	0	1,728,000	0	0	0	1,728,000	1,748,682	▲ 18,662	賃料・共益費(更新費なし)
8 リース代			600,000	0	0	600,000	0	0	600,000	0	0	0	600,000	179,268	▲ 420,732	PC・コピー機リース代
9 租税公課			70,000	0	0	70,000	0	0	70,000	0	0	0	70,000	70,000	0	法人租税
10 雑費			8,518,000	0	0	8,518,000	0	0	8,518,000	0	0	0	8,518,000	4,996,638	▲ 3,521,362	振込手数料、他団体年会費、ふくせんロゴ管理費等
⑤ 管理費計			510,000	0	0	510,000	0	0	510,000	0	0	0	510,000	541,810	▲ 31,810	
1 会計間振替			510,000	0	0	510,000	0	0	510,000	0	0	0	510,000	541,810	▲ 31,810	一般会計より研修ポイント等への会計間振替
⑥ 繰入金支出計			510,000	0	0	510,000	0	0	510,000	0	0	0	510,000	541,810	▲ 31,810	
⑦ ④+⑤+⑥			38,891,000	450,000	509,000	39,850,000	600,000	14,000,000	56,434,000	484,000	1,500,000	51,858,157	▲ 4,575,843			
⑧ ②+⑦			359,000	0	0	359,000	0	0	359,000	0	0	0	359,000	0	▲ 359,000	予備費
⑨ ③+⑧			28,913,489	1,351,360	991,000	31,255,849	0	0	31,255,849	0	0	0	31,255,849	34,202,860	▲ 2,947,011	取支差額
⑩ ⑦+⑨			39,250,000	450,000	1,500,000	41,200,000	600,000	14,000,000	57,784,000	484,000	1,500,000	51,858,157	▲ 5,925,843			当期支出合計
⑪ ③+⑩			28,554,489	1,351,360	0	29,905,849	0	0	29,905,849	0	0	0	29,905,849	34,202,860	▲ 4,297,011	次期繰越収支差額

※予算差異(実績-予算)の▲は支出が予算より抑えられているため

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
 附属明細書(案)  
 令和2年3月31日現在

(単位:円)

項目	金額	備考
1 小口現金	285,460	
2 普通預金(高輪台支店)	21,188,628	普通預金残(団体口座)
3 郵便貯金	7,198,806	郵便貯金
4 郵便貯金(SV養成)	1,456,948	郵便貯金
5 普通預金(ブロック口座)	5,156,732	普通預金残(ブロック口座)
6 未収金	0	
7 預け金	76,870	
現金預金合計	35,363,444	
流動資産合計	35,363,444	
1 未払金	81,440	租税公課等
2 預り金	1,079,144	令和2年度正会員年会費・賛助会費等
流動負債合計	1,160,584	
正味財産合計	34,202,860	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
 貸借対照表(案)  
 令和2年3月31日現在

(単位:円)

科目	前年度	当年度	増減
I 資産の部			
流動資産			
現金預金	30,380,723	35,286,574	4,905,851
未収金	0	0	0
預け金	76,870	76,870	0
流動資産合計	30,457,593	35,363,444	4,905,851
資産合計	30,457,593	35,363,444	4,905,851
II 負債の部			
流動負債			
未払金	82,736	81,440	▲ 1,296
預り金	469,008	1,079,144	610,136
流動負債合計	551,744	1,160,584	608,840
負債合計	551,744	1,160,584	608,840
III 正味財産の部			
一般正味財産	29,905,849	34,202,860	4,297,011
正味財産合計	29,905,849	34,202,860	4,297,011
負債及び正味財産合計	30,457,593	35,363,444	4,905,851


# 監査報告書

令和2年5月16日


一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会  
理事長 岩元 文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事

下徳宏教 

監事

海田尚広 

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の令和元年度会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告いたします。

## 1、 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び計算書類すなわち貸借対照表・収支計算書並びに附属明細書の閲覧等必要な監査手続きを実施し、計算書類の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

## 2、 監査意見

- (1) 貸借対照表・収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財政状態及び収支状況を正しく示していたことを認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関する不整の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

## 第3号議案 役員候補者の選任(案)に関する件

## 1. 再任の理事・監事の候補者

## 【理事】 21名

秋山 祐治	川崎医療福祉大学 副学長
荒井 祐子	有限会社スマイルケア 取締役会長
岩元 文雄	株式会社カクイックスウィング 代表取締役社長
大熊 由紀子	元朝日新聞論説委員
長田 信一	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事
門田 和己	フランスベッド株式会社 顧問
金沢 善智	株式会社バリオン介護環境研究所 代表取締役社長
記虎 孝年	公益社団法人関西シルバーサービス協会 理事長
酒井 強志	株式会社サカイ・ヘルス케어 代表取締役社長
白澤 政和	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学分野 教授
中井 孝之	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス 常務取締役
英 裕雄	医療法人社団三育会 新宿ヒロクリニック 院長
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
東島 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
樋口 恵子	NPO 法人高齢社会をよくする女性の会 理事長
福田 裕子	株式会社サンメディカル 常務取締役
松井 一人	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
本村 光節	一般社団法人日本福祉用具供給協会 専務理事
山下 和洋	株式会社ヤマシタ 代表取締役社長
渡邊 慎一	一般社団法人神奈川県作業療法士協会 顧問

## 【監事】 2名

海田 尚広	有限会社アイフルケア 代表取締役
大徳 宏教	麻布税理士法人 代表社員

## 2. 新任の理事の候補者

### 【理事】 2名

片野 雅史 株式会社トーカイ 執行役員 シルバー事業担当  
高橋 芳行 東京商工会議所 検定事業部長

※例年、定時社員総会終了後に開催する理事長及び副理事長の選任に関する理事会につきましては、理事の健康と安全を第一に、社員総会時の同日開催では行わず、後日書面にて開催いたします。理事会の結果につきましては、改めてご報告させていただきます。

※特別顧問、顧問につきましては、令和2年度第1回理事会にて下記のとおり選任されました。

### 【特別顧問】（再任） 2名

幸田 正孝 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 顧問  
山内 繁 NPO 法人支援技術開発機構 理事長

### 【顧問】（新任） 2名

畔上 加代子 株式会社エイゼット 代表取締役社長  
酒井 博人 総合メディカル株式会社 取締役会長

※退任される理事につきまして、以下のとおりご報告させていただきます。

### 【退任理事】 6名

畔上 加代子 株式会社エイゼット 代表取締役社長  
酒井 博人 総合メディカル株式会社 取締役会長  
清水 鳩子 一般財団法人主婦会館 前理事長  
西田 在賢 県立広島大学 特任教授/HBMS 地域医療経営プロジェクト  
研究センター長  
村木 利光 株式会社トーカイ 執行役員 シルバー事業本部長  
森 まり子 東京商工会議所 前検定事業部長

（名簿は敬称略、五十音順）

以上



## 第4号議案 定款変更（案）に関する件

### 1. 概要

FJC 会員の会費は、令和元年4月から移行緩和措置として、旧 FJC 協会会費と同額の5千円と定めているが、緩和措置期間が令和3年3月で終了する。

令和3年4月より、正会員と同じ1万円となるため、正会員と同じ扱いとするため以下の定款変更が必要となる。

来年度（令和3年度）の総会（6月開催）だと4月からの変更間に合わないため、本年度（令和2年度）の総会で検討を行なう。

### 2. 定款の変更点

#### (1) 第6条 （法人の構成員） 第2項

改正前 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

改正後 前項の会員のうち正会員、FJC 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

#### (2) 第7条 （社員の資格の取得及び喪失） 第1項

改正前 当法人の社員はおおむね正会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

改正後 当法人の社員はおおむね正会員、FJC 会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### (3) 第7条 （社員の資格の取得及び喪失） 第4項

改正前 正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

改正後 正会員、FJC 会員は、代議員選挙に立候補することができる。

- (4) 第 7 条 (社員の資格の取得及び喪失) 第 5 項  
改正前 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 改正後 代議員選挙において、正会員、FJC 会員は他の正会員、FJC 会員と等しく議員を選挙する権利を有する。
- (5) 第 7 条 (社員の資格の取得及び喪失) 第 10 項  
改正前 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。
- 改正後 代議員が正会員、FJC 会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。
- (6) 第 8 条 (正会員の権利)  
改正前 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することが出来る。
- 改正後 正会員、FJC 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することが出来る。
- (7) 附則  
改正前 (新設)
- 改正後 この定款は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

以上

## 定款変更（案）

※変更箇所のみ抜粋

改正前	改正後
<p><b>（法人の構成員）</b>  <b>第6条 2項</b></p> <p>前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。</p> <p><b>（社員の資格の取得及び喪失）</b>  <b>第7条 1項</b></p> <p>当法人の社員はおおむね正会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p> <p><b>第7条 4項</b></p> <p>正会員は、代議員選挙に立候補することができる。</p> <p><b>第7条 5項</b></p> <p>代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。</p> <p><b>第7条 10項</b></p> <p>代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。</p>	<p><b>（法人の構成員）</b>  <b>第6条 2項</b></p> <p>前項の会員のうち正会員、FJC会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。</p> <p><b>（社員の資格の取得及び喪失）</b>  <b>第7条 1項</b></p> <p>当法人の社員はおおむね正会員、FJC会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p> <p><b>第7条 4項</b></p> <p>正会員、FJC会員は、代議員選挙に立候補することができる</p> <p><b>第7条 5項</b></p> <p>代議員選挙において、正会員、FJC会員は他の正会員、FJC会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。</p> <p><b>第7条 10項</b></p> <p>代議員が正会員、FJC会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。</p>

<p>(正会員の権利)</p> <p>第8条</p> <p>正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>(正会員の権利)</p> <p>第8条</p> <p>正会員、FJC 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>この定款は、令和3年4月1日より施行する。</u></p>
---	---

## 令和2年度 定時社員総会 議案集 (審議資料の補足)

### ■審議事項資料

- ・ 第1号議案 令和元年度事業報告(案)に関する件(資料1)  
ふくせん事務局並びに各ブロックの活動、福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)、FJC 会員向けの各種研修会、第1回福祉用具専門相談員研究大会等の令和元年度における事業の報告となります。
  
- ・ 第2号議案 令和元年度決算報告(案)に関する件(資料2)  
大徳監事ならびに海田監事において令和元年度の監事監査を実施いただき、添付の通り監査報告書の署名捺印をいただいております。
  
- ・ 第3号議案 役員候補者の選任(案)に関する件(資料3)  
役員の任期満了による改選時期となっているため、役員候補者(案)をご提示しております。
  
- ・ 第4号議案 定款変更(案)に関する件(資料4)  
令和3年4月より、FJC 会員の会費が正会員と同額の1万円となり、正会員と同じ扱いとするための定款変更が必要となっております。

以上



## 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 令和 2 年度事業計画

### 令和 2 年度基本方針

1. 福祉用具専門相談員の質の向上に関する調査研究を行い、福祉用具サービスのさらなる充実を可能とする仕組みを検討する。また、福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の普及をはじめとした自己研鑽環境整備の推進を図る。
2. ブロック長会議や展示会への出展等を通じ、協会並びに会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図り、必要に応じ提言等を行う。
3. ブロックにおいて地域に根差した活動を増やすことにより、福祉用具専門相談員の存在と役割、専門性等について、多職種への理解、普及の促進を図る。
4. 職能団体としての影響力を高めるため、3,200 名を令和 2 年度末目標として会員増を図る。

参考 令和 2 年 4 月 1 日現在

正会員 2,312 名 令和 2 年度純増目標 88 名 合計 2,400 名

FJC 会員 773 名 令和 2 年度純増目標 27 名 合計 800 名

### 1. 社員総会・理事会等の開催、運営

定款の目的を実現するための適切な事業計画、収支予算を作成し、適正に実施していくために社員総会、理事会、正副理事長会議を開催する。また、各地域での会員の自主的な活動を促進していくためブロック長会議、ブロック等組織化対策委員会を開催する。

#### (1) 定時社員総会の開催(1 回)

令和 2 年 6 月 17 日に定時社員総会を開催し、令和元年度事業報告(案)・収支決算報告(案)等について、社員に審議・承認を求める。併せて令和 2 年度事業計画・収支予算等の実施について、社員に協力を求める。

#### (2) 理事会の開催(3 回)

事業計画、収支予算の作成・実施、その他会務における適正な業務の執行に関する事項を議決するための理事会及び、役員改選の理事会を開催する。

#### (3) 正副理事長会議の開催(2 回)

理事会の補助・調整等を行うため、必要に応じ、理事会の開催に先立ち正副理事長会議を開催する。

#### (4) ブロック長会議の開催(1回)

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、ブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催する。

※今年度より展示会等との同時開催ではなく単独開催とする。

### 2. 委員会等の設置・開催

理事会から付託された事項について、検討・企画・実施するため、各種委員会を設置・開催する。

#### (1) 「福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)」普及推進検討委員会の開催(2回)

福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の制度化に向けて、更なる普及推進を図るため、研修修了者への資格名称の検討(例:福祉用具選定士や福祉用具プランナーのような名称)、各都道府県の研修実施機関との調整や連携強化に対する課題整理等のための検討委員会を開催する。

#### (2) 「福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修」検討委員会の開催(1回)

SV 養成研修並びに SV 養成研修修了者フォローアップ研修の受講者アンケートや講師からのフィードバック等を踏まえ、課題整理と改善策検討等のため委員会を開催する。

#### (3) ふくせん会員向けサービスの拡充検討委員会の開催(2回)(新設)

ふくせんの会員増強に向けた各種会員サービスの見直しや拡充に向けた検討委員会を開催する。

#### (4) 「第2回福祉用具専門相談員研究大会」実行委員会の開催(2回)

「第2回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」に向けて、各協力機関並びに担当者との連携、調整を図るための実行委員会を開催する。(第2回福祉用具専門相談員研究大会は新型コロナウイルスの影響により当初開催予定の令和2年6月16日より1年程度延期となった)

#### (5) ブロック等組織化対策委員会の開催(1回)

未組織地域におけるブロック設立に向けた情報交換や、協力体制の構築を目的に、年度内におけるブロック活動の中間報告、活動好事例に関する情報共有、共催イベントの企画立案など、ブロック等組織化対策委員会を開催する。

### 3. 会員、組織に関する活動

前記基本方針に基づき、会員増強並びに全国組織化を推し進めるとともに、活発なブロック活動に必要な支援等を行い、職能団体としての地位向上に資する活動を展開する。

#### (1) 会員増強・プラスワン運動の展開

既存会員に一人以上の入会者の獲得を呼びかけることを内容とし、平成26年度より実施してきた活動である。

会員同士のつながりが増進され、ブロック活動の充実やブロック内外での交流促進による一定の効果は認められたものの、新規入会者の数は伸び悩んでおり、今年度も引き



続き本運動を展開し、会員数を増やしていく。

- ・ 協力会員への総会等での表彰およびブロック活動費の加算  
協力者には感謝状を贈呈する。また各ブロックには前年度の入会人数に応じたブロック活動費の加算を行う。
- ・ 運動推進期間  
令和2年4月から令和3年3月までの1年間
- ・ 会員に期待する活動  
本会の活動内容をブロック内外においてアピールし、新規会員の勧誘を行う。

## (2) 各ブロックの運営支援

地域における会員間の交流や、行政、関係団体との連携が促進されるよう、ブロック活動費の支給や研修会、講演会の企画支援、講師紹介や関係者間の仲介等を通じブロック活動を支援する。

## (3) 新規ブロックの設立

ブロック等組織化対策委員会との連携のもと、ブロック未設置の10道県、および近隣地域の会員、関係者と協力して、ブロック設立を進める。

## (4) 賛助会員制度の充実と入会促進

本会の活動を側面から支援して頂く賛助会員と、ふくせん会員の交流が定期的且つ効果的に図れるよう、各種イベントや研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。

また、新規賛助会員の募集・勧誘活動を積極的に行っていく。

## 4. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

前記基本方針に基づく事業を円滑に実施していくため、国に対して必要な政策提言を行うとともに、自治体や全国・地域の関係者と連携して必要な活動を展開していく。

### (1) 国に対する政策提言に関する活動

会員並びに賛助会員、関係各協力機関等から意見を集約するなどして、福祉用具専門相談員の資質の向上、専門性の確保に向けた政策提言を国に対して行う。

### (2) 他の職能・事業者の全国組織等との連携

福祉用具専門相談員が介護保険の運営基準を遵守し、自己研鑽を通じ継続的に質の向上が図れるよう、他の職能・事業者の全国組織等と連携し、会員への情報発信や合同研修の機会確保などの環境整備に努める。

### (3) ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

福祉用具専門相談員が運営基準を遵守し、自己研鑽を通じ継続的な質の向上に向けて、各ブロックと都道府県、市区町村との情報交換・共有を通じた連携強化が図られるための支援に努める。

## 5. 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」(以下、「研修ポイント制度」という。)の普及・推進を目的に、以下の活動を行う。

### (1) 研修ポイント制度の普及・啓発活動

自己研鑽努力義務が平成 27 年 4 月に指定基準に明文化され、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員更新研修の講師等ができる人材の育成を目標に、福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修がスタートをした。

福祉用具専門相談員には、より専門性の高い知識や実務能力が期待される中、自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図る。

このため、当会の広報活動において、また実地指導を行う都道府県等に対して、研修ポイント制度が自己研鑽を支援する仕組みである点を積極的に紹介する。

### (2) 研修認証委員会の開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、2 ヶ月に 1 回程度、研修認証委員会を開催し、認証を行うと共に、認証結果・研修の開講情報等を WEB で公表する。

### (3) 研修ポイントの認定と登録支援

制度登録者が、基本情報等の登録を円滑に行い、WEB サイトからポイントの申請が容易にできるように手順を整備する。また、制度登録者が伸び悩む現状を踏まえ、制度上の課題把握と申請手続き等の改善を図る。

## 6. 研究・研修に関する活動

本会では、福祉用具サービスの質の確保と、専門職としての専門性の向上を目指して、以下の研修等を行っていく。

### (1) 「福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)」の普及・開催

福祉用具専門相談員更新研修修了者の制度化を見据え、受講機会を全国的に確保する。

そのために、指定講習機関へのPR活動並びにその支援活動を行い、全国的に研修修了者を増やし、制度改正に向けた準備を行う。

### (2) 「安心できる住環境の確保に向けた他職種連携研修会」の開催及び開催支援(新設)

令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、モデル研修として実施した「安心できる住環境確保に向けた他職種連携研修会」を日本福祉用具供給協会との共催にて実施する。また、本他職種連携研修会をテクノエイド協会が実施する福祉用具プランナーの資格更新に必要な指定研修に申請するなど、各ブロックでの開催支援と普及を図る。

### (3) 「福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修」の開催

福祉用具専門相談員指定講習において、「福祉用具サービス計画」の講義・演習を行うと共に、地域での「福祉用具サービス計画」の指導を担うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)の養成研修を開催する。

**(4) 「WEB サイトにおける動画サービスやオンライン研修会」等の開催の検討**

WEB サイトを通じた動画配信や WEB 会議システムを活用した、非招集形の研修会開催の検討を行う。(令和 2 年 5 月 6 日より会員限定にて緊急事態宣言期間における福祉用具専門相談員としての事業継続に必要な内容等について動画配信を実施中)

**(5) スキルアップセミナー・タウンミーティングの開催支援**

委託事業として、主に FJC 会員を対象に開催されるスキルアップセミナーやタウンミーティング等の開催を支援する。

**(6) 各種認定研修の開催支援**

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、令和元年度に続き、テクノエイド協会が主催する福祉用具プランナーの更新時の指定研修となる「リフトリーダー養成研修」や「車椅子姿勢保持基礎講習(高齢分野)」等の各ブロックでの開催を支援する。

**(7) ブロックにおける各種研修会の開催支援**

ブロックにおける各種研修会の開催を支援し、福祉用具専門相談員の自己研鑽に向けた環境整備を行う。

**(8) 関連団体との各種研修会の開催支援**

福祉用具に関連が深い各種団体とブロックとの合同研修会の開催を支援し、多職種連携の環境整備を行う。

**7. 広報に関する活動**

職能団体としての地位向上に資する本会での活動を広く周知するために、以下の広報活動を展開する。

**(1) 福祉用具専門相談員の役割と重要性についてのアピール**

以下の広報活動を通じ、福祉用具専門相談員の役割をアピールし、一般の方や多職種に福祉用具専門相談員に対する認知・関心を高めていただく。

また、福祉用具専門相談員に対しては自己研鑽の重要性について周知を図り、専門性の向上を促進する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、第 2 回福祉用具専門相談員研究大会が延期、バリアフリー展 2020、国際福祉機器展 H.C.R.2020 が中止となるなど、今年度の関連するイベントの開催は見通しが立たない状況にある。召集型のイベントへの出展や参加に依存しないオンライン等を活用した福祉用具専門相談員の役割と重要性について、下記広報活動以外にも新たな方法を検討していく。

- ・ 各ブロックによる普及・啓発活動の実施
- ・ WEB、ふくせんレポート等の媒体への掲載
- ・ マスコミへの働きかけの強化

**(2) 会員に向けた介護保険・在宅で利用できる「住宅改修専門用語ハンディ辞典」の作成および配布**

全国生活協同組合連合会、こくみん共済 coop(全労済)からの助成金をもとに、「住宅改修専門用語ハンディ辞典」を作成し、全会員に配布することにより、福祉用具専門相談員の質の向上を図る。

**(3) 10月1日「福祉用具の日」協賛イベントの実施**

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開しており、本会においてもこの趣旨に賛同し、協賛イベントを実施する。

**(4) 公式サイト、メールマガジンの充実**

福祉用具専門相談員の役割や本会の活動について理解を広めるためには、ホームページへのアクセスを増やす必要がある。

このため、ホームページで紹介する記事を「ふくせんレポート」にも掲載する。これまで目にしていない部分についても気付き、あるいは関心を持って頂くことにより、まず会員の閲覧頻度を増やすことを目指す。

会員の方には必要な情報をより分かりやすく提供し、非会員の方にもふくせんや福祉用具専門相談員への興味・関心を持っていただけるように、ホームページのリニューアルを行なう。

また、福祉用具専門相談員にとって有用な情報を迅速に提供するツールとして、メールマガジンの配信を行う。

**(5) 「ふくせんレポート」の発行**

令和元年度より、旧 FJC 協会が発刊していた会報誌となる「情報誌 FJC」の内容を一部移管し、ふくせんレポートの新装版を発刊している。令和2年度も引続き、本会が行う会議、研修、イベント等や政策、制度に関連する情報等、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」として、年4回程度発行する。

また、制度改正に関する動きなど、会員にとって重要な情報は、「号外」として発行し、多職種、他団体へ広く発信していく。

**(6) 各種テキスト等発行の検討**

政策・制度に対応するとともに、福祉用具専門相談員の質の向上に資する各種テキスト等の発行を検討する。

**8. 調査に関する活動**

前記基本方針に基づき、福祉用具専門相談員の質の向上に関する以下の調査等を行っていく。

**(1) 令和2年度厚生労働省老健事業への取り組み**

老人福祉の増進を図るため、厚生労働省老人保健健康増進等事業に申請を行う。

事業採択後は検討委員会、作業部会を組織し、両委員会と事務局が協力して調査、分析を進め、報告書作成後、国への報告を行う。

(2) 世田谷区福祉用具訪問調査への協力と他の自治体に対する同事業の普及・啓発活動

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具・販売に係る訪問調査を行っている。

この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行っている。

令和元年度も調査を実施し、当会の委託した会員が調査員となり訪問調査を実施し、適正な介護保険給付推進に貢献するとともに、当会の役割を自治体にアピールする場ともなっている。

福祉用具の適正化の重要性は引き続き重要なテーマであることから、令和2年度も引き続き協力するとともに、他の自治体への展開にも備える。

以上



令和2年度収支予算  
自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

項目	記号	算式	令和2年度通期予算(4-3月)										備考(主な計上根拠)	
			一般(三分割)			SV	更新研修 (ふくせん 認定)	計	ホ/小 制	事業				合計
			一般 (採算)	SV	更新研修 (ふくせん 認定)					老健	生協	世田谷		
繰越金			28,554,489	1,351,360	0	29,905,849	0	0	0	0	0	29,905,849		
1 正会員・FJC会員 会費収入 (内 FJC会員分)	①		28,000,000	0	0	28,000,000	0	0	0	0	0	28,000,000	正会員数 令和2年4月1日 2,312名→88名増→2,400名 FJC会員数 令和2年4月1日 773名→23名増→800名	
2 賛助会員会費収入			5,300,000	0	0	5,300,000	0	0	0	0	0	5,300,000	令和2年4月予測48口より5口増加 53口 (令和元年末の52口より4口減のため)	
3 P制度初期登録料			0	0	0	0	60,000	0	0	0	0	60,000	登録料@3,000円×20名(H30年:17名、R1年:6名)	
4 世田谷委託事業収入			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	令和元年度実績より	
5 審判販売等事業収入			110,000	0	0	110,000	0	0	0	0	0	110,000	令和元年度実績より	
6 講演料収入			600,000	0	0	600,000	0	0	0	0	0	600,000	岩元理事長等講演等謝金 令和元年度実績より	
7 研修事業収入			400,000	450,000	375,000	1,225,000	0	0	0	0	0	1,225,000	他職種連携研修 1会場 会員20名×5回=100名 @2,000円×100名=200,000円 合計 400,000円 非会員10名×5回=50名 @4,000円×50名=200,000円 合計 400,000円 更新研修(ふくせん認定)10ヶ所開催予定(R1年度8ヶ所) 1会場15名×10回=150名 @2,500円×150名=375,000円(R1年度1会場平均12名) SV研修:@15,000円×30名=450,000円	
8 7 E7組織活動費収入			3,340,000	0	0	3,340,000	0	0	0	0	0	3,340,000	ブログでの研修会受講料等独自収入分(平成30年度実績より)	
9 厚労省助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	14,000,000	0	0	14,000,000	令和元年度助成金:15,000,000円	
10 消費生活協同組合助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000		
11 雑収入			10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	0	10,000		
12 全計間接費			0	0	0	0	420,000	0	0	0	0	420,000		
当期収入合計	②		37,780,000	450,000	375,000	38,585,000	480,000	0	14,000,000	1,500,000	493,000	55,058,000		
収入合計	③	①+②	66,314,489	1,801,360	375,000	68,490,849	480,000	0	14,000,000	1,500,000	493,000	84,963,849		

令和2年度収支予算  
自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

Ⅱ 支出の部

項目	記号	算式	令和2年度通期予算 (4-3月)										備考(主な計上根拠)
			一般(三分割)			ポイント制	事業			合計			
			一般(教職)	SV	更新研修(ふくせんに認定)		計	老健	生協		世田谷		
												0	
1 賃金(人件費)			0	0	0	0	0	660,000	0	0	0	660,000	派遣職員給与
2 書籍購入費			120,000	60,000	0	180,000	0	0	0	0	0	180,000	書籍購入費
3 IT/ITx組織活動費支出			5,106,000	0	0	5,106,000	0	0	0	0	0	5,106,000	プロジェクト活動費、奨励金、プロジェクトでの研修会支出、他職種連携研修補助(350,000円)等
4 調査研究費			150,000	0	0	150,000	0	0	0	0	0	150,000	老健事業一般会計負担分
5 広報活動費			2,357,000	0	0	2,357,000	0	0	0	0	0	2,357,000	ふくせんにレポート、HPなど情報発信
6 旅費交通費			2,294,000	110,000	40,000	2,444,000	0	1,100,000	0	25,000	0	3,569,000	理事会、各種委員会、事務局旅費他
7 P.制度委員会の設置・開催			0	0	0	0	380,000	0	0	0	0	380,000	認証委員会謝金等
8 P.制度広報に関する業務			0	0	0	0	50,000	0	0	0	0	50,000	リーフレット等作成費用
9 P.制度調査・システム改修			0	0	0	0	50,000	0	0	0	0	50,000	システム改修費用
10 通信運搬費			937,000	10,000	5,000	952,000	0	1,324,000	250,000	2,000	0	2,528,000	発送費、電話代他
11 事務消耗品費			200,000	2,000	1,000	203,000	0	9,000	0	0	0	212,000	事務消耗品費
12 印刷製本費			1,486,000	26,000	36,000	1,548,000	0	1,900,000	1,050,000	0	0	4,498,000	会議資料・ふくせんにレポート、コピー・チャージ代等
13 会議費			819,000	35,000	64,000	918,000	0	20,000	0	0	0	938,000	理事会、各種委員会開催、等
14 使用料・賃借料			0	0	0	0	0	220,000	0	0	0	220,000	老健事業
15 謝礼金			732,000	166,000	60,000	958,000	0	1,008,000	200,000	360,000	0	2,526,000	理事会、各種委員会開催、等
17 委託費			16,521,000	0	0	16,521,000	0	6,500,000	0	0	0	23,021,000	FJC委託契約先(321,000円) 老健委託先(6,500,000円)
18 雑費			40,000	10,000	10,000	60,000	0	0	0	103,000	0	163,000	消耗品費等
19 雑役務費			0	0	0	0	0	1,259,000	0	0	0	1,259,000	老健:振込手数料等
④ 事業費計			30,762,000	419,000	216,000	31,397,000	480,000	14,000,000	1,500,000	490,000	0	47,867,000	
1 人件費			2,684,000	0	0	2,684,000	0	0	0	0	0	2,684,000	派遣職員給与
2 福利厚生費			170,000	0	0	170,000	0	0	0	0	0	170,000	福利厚生費
3 交際費			20,000	0	0	20,000	0	0	0	0	0	20,000	
4 什器備品			50,000	0	0	50,000	0	0	0	0	0	50,000	
5 消耗品費			10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	0	10,000	
6 水道光熱費			150,000	0	0	150,000	0	0	0	0	0	150,000	水道・光熱費
7 賃借料			1,911,000	0	0	1,911,000	0	0	0	0	0	1,911,000	賃料・共益費(更新費あり)
8 リース代			378,000	0	0	378,000	0	0	0	0	0	378,000	PC・コピー機リース代
9 租税公課			70,000	0	0	70,000	0	0	0	0	0	70,000	法人郡民税
10 雑費			1,135,000	0	0	1,135,000	0	0	0	3,000	0	1,138,000	振込手数料、他団体年会費、PC・ネットワーク切替費用等
⑤ 管理費計			6,578,000	0	0	6,578,000	0	0	0	3,000	0	6,581,000	
⑥ 1 会計間振替			420,000	0	0	420,000	0	0	0	0	0	420,000	一般会計より研修ポイントへ会計間振替
⑦ 繰入金支出計			420,000	0	0	420,000	0	0	0	0	0	420,000	
⑧ 事業費管理費計			37,760,000	419,000	216,000	38,395,000	480,000	14,000,000	1,500,000	493,000	0	54,868,000	
⑨ 予備費			0	31,000	159,000	190,000	0	0	0	0	0	190,000	
⑩ 当期支出合計			37,760,000	450,000	375,000	38,585,000	480,000	14,000,000	1,500,000	493,000	0	55,058,000	
次期繰越収支差額			28,554,489	1,351,360	0	29,905,849	0	0	0	0	0	29,905,849	



## ふくせん 新規入会・退会・会員数の推移

	H29(2017)			H30(2018)			R1(2019)			
	新規	退会	会員数	新規	退会	会員数	新規正会員	新規FJC会員	退会	会員数
4月	2	57	2,039	20	34	2,276	8	-	40	2,297
5月	173	15	2,197	36	16	2,296	21	-	9	2,309
6月	48	32	2,213	39	0	2,335	14	610	3	2,930
7月	27	7	2,233	44	59	2,320	14	14	3	2,955
8月	8	2	2,239	24	19	2,325	6	54	17	2,998
9月	3	5	2,237	35	15	2,345	10	32	16	3,024
10月	3	2	2,238	5	13	2,337	25	30	29	3,050
11月	23	5	2,256	23	9	2,351	35	4	32	3,057
12月	29	28	2,257	13	11	2,353	4	0	9	3,052
1月	13	13	2,257	8	13	2,348	8	2	4	3,058
2月	28	3	2,282	7	2	2,353	2	1	4	3,057
3月	15	7	2,290	16	40	2,329	4	29	5	3,085
年度合計	372	176		270	231		151	776	171	

## ※退会理由

2017年度	
退職,産休,育休	110
記入なし	20
経済的理由	12
会費未納,資格喪失	12
サービスに不満	7
事業撤退・利用者減少	3
転居先・連絡先不明	3
活用する機会なし	3
賛助会員になった為個人会員は不要	2
社内で1名会員でいればよい	1
死去のため	1
一身上の都合	1
事業展開していない	1
合計	176

2018年度	
退職,産休,育休	150
異動のため	32
経済的理由	21
会費未納 資格喪失	14
サービスに不満	7
記入なし	4
経費削減	2
死去のため	1
合計	231

2019年度	
退職,産休,育休	90
異動のため	37
経済的理由	13
経費削減	10
サービスに不満	9
会費未納(2年)資格喪失	5
記入なし	4
事業撤退・利用者減少	3
合計	171

## 賛助会員入退会状況

### 令和元年度 新規入会／3社

- ・株式会社ニシケン
- ・東京商工会議所
- ・株式会社モリトー

### 令和元年度 退会／3社

- ・福祉住環境コーディネーター協会
- ・住友理工株式会社
- ・株式会社ファクトリージャパングループ

### 令和2年度 新規入会／2社

- ・株式会社テクノスジャパン
- ・株式会社まもる一の

### 令和2年度 退会／2社

- ・ラックヘルスケア株式会社
- ・ビズネット株式会社

### <賛助会員一覧>

株式会社モルテン／株式会社ケープ／シーホネンス株式会社／株式会社松永製作所／公益財団法人テクノエイド協会／株式会社カワムラサイクル／株式会社幸和製作所／アロン化成株式会社／パナソニックエイジフリー株式会社／株式会社社会保険研究所／株式会社ミキ／パラマウントベッド株式会社／日進医療器株式会社／株式会社ランダルコーポレーション／株式会社タイカ／KDDI株式会社／株式会社島製作所／豊通オールライフ株式会社／株式会社ウエルファン／株式会社イーストアイ／株式会社星光医療器製作所／徳武産業株式会社／矢崎化工株式会社／株式会社ウィズ／パラマウントケアサービス株式会社／中央法規出版株式会社／株式会社シコク／株式会社スマート／株式会社タマツ／RT.ワークス株式会社／小宮山印刷株式会社／株式会社プラッツ／シンエイテクノ株式会社／積水ホームテクノ株式会社／株式会社ニシケン／東京商工会議所／株式会社モリトー／株式会社テクノスジャパン／株式会社まもる一の  
(申込順・39社 49口 令和2年5月1日現在)

以上

## ブロック別 令和元年度新規入会者数及び令和2年度ブロック活動費

	都道府県名	R1新規 入会者数 (R2.3末)	ブロック活動費	R2加算額	R2申請 上限額	ふくせん 正会員数 (R2.3末)	FJC会員数 (R2.3末)
1	北海道	3				31	20
2	青森県	0	50,000	0	50,000	32	2
3	岩手県	7	50,000	7,000	57,000	61	5
4	宮城県	2	50,000	2,000	52,000	33	18
5	秋田県	0	50,000	0	50,000	22	4
6	山形県	4	50,000	4,000	54,000	20	9
7	福島県	1	50,000	1,000	51,000	23	14
8	茨城県	0	50,000	0	50,000	36	19
9	栃木県	1	50,000	1,000	51,000	22	13
10	群馬県	1				17	5
11	埼玉県	8	50,000	8,000	58,000	78	50
12	千葉県	2	50,000	2,000	52,000	77	26
13	東京都	26	50,000	26,000	76,000	255	115
14	神奈川県	16	50,000	16,000	66,000	145	66
15	新潟県	1	50,000	1,000	51,000	61	10
16	富山県	1	50,000	1,000	51,000	38	7
17	石川県	2	50,000	2,000	52,000	31	3
18	福井県	1	50,000	1,000	51,000	18	5
19	山梨県	1	50,000	1,000	51,000	16	6
20	長野県	1				22	15
21	岐阜県	0	50,000	0	50,000	31	13
22	静岡県	2	50,000	2,000	52,000	84	23
23	愛知県	4	50,000	4,000	54,000	112	66
24	三重県	4	50,000	4,000	54,000	48	13
25	滋賀県	3	50,000	3,000	53,000	67	8
26	京都府	11	50,000	11,000	61,000	105	16
27	大阪府	9	50,000	9,000	59,000	191	60
28	兵庫県	6	50,000	6,000	56,000	94	36
29	奈良県	3	50,000	3,000	53,000	41	15
30	和歌山県	0	50,000	0	50,000	45	9
31	鳥取県	3	50,000	3,000	53,000	26	4
32	島根県	0				10	2
33	岡山県	2	50,000	2,000	52,000	40	9
34	広島県	2	50,000	2,000	52,000	30	20
35	山口県	1				17	5
36	徳島県	0				9	0
37	香川県	5	50,000	5,000	55,000	37	10
38	愛媛県	0				17	5
39	高知県	1				9	2
40	福岡県	9	50,000	9,000	59,000	37	24
41	佐賀県	1				5	2
42	長崎県	0	50,000	0	50,000	17	3
43	熊本県	4	50,000	4,000	54,000	24	2
44	大分県	0				6	3
45	宮崎県	0	50,000	0	50,000	41	3
46	鹿児島県	0	50,000	0	50,000	97	4
47	沖縄県	3	50,000	3,000	53,000	34	4
	合計	151	1,850,000	143,000	1,993,000	2,312	773

※網掛けはブロック未設置道県

※R2加算額はR1年度新規加入者数×1,000円で計上

## 令和2年度 定時社員総会 議案集 (報告資料の補足)

### ■報告資料

- ・報告事項1：令和2年度事業計画について（報告資料1）

- ・報告事項2：令和2年度収支予算について（報告資料2）

令和2年度の事業計画及び収支予算となります。新型コロナウイルス感染に係る国の緊急事態宣言発令と感染拡大防止の観点に基づき、当初計画していた事業の中止、延期が相次ぎました。事業計画は当初の計画より一部見直しを行ないました。収支予算については、現下の状況から各事業の見通しはままならず、積算し修正することが困難と判断いたしました。各事業の実施や見通しに応じて補正していく予定です。

- ・報告事項3：新規入会、退会、会員数の推移について（報告資料3）

FJC会員の入会により、会員総数は増加していますが、正会員の新規入会は鈍化傾向にあり、対策が急務となっております。会員増強に向けた会員サービスの見直しや拡充を図るための検討委員会を新設し協議予定です。

- ・報告事項4：賛助会員入退会状況について（報告資料4）

賛助会員の入会数は令和元年度3社の実績で、今年度は2社の入会を頂いています。入会に至っていない福祉用具メーカー、関連商社への広報と協会活動への理解と賛同による入会促進を図ってまいります。

- ・報告事項5：ブロック別新規入会者数及び令和2年度ブロック活動費について  
(報告資料5)

各ブロック一律50,000円の活動費に、令和元年度中の新規入会者数1人当たりに対して1,000円の加算額を加えた令和2年度のブロック別活動費を報告するものです。令和元年度ブロック活動費の執行率は以下のとおりです。

1. 金額：予算額2,090,000円・執行額1,030,000円・執行率49.2%
2. ブロック数：対象ブロック37・執行ブロック24・執行率64.8%

以上

## 全国福祉用具専門相談員協会 ブロック長名簿

青森県ブロック長	木村 純	東洋シルバーサービス株式会社
岩手県ブロック長	福田 裕子	株式会社サンメディカル
宮城県ブロック長	多田 和史	株式会社ジェー・シー・アイ
秋田県ブロック長	阿部 翔	株式会社かんきょう
山形県ブロック長	加藤 薫	株式会社蔵王サプライズ
福島県ブロック長	寺島 幸紀	株式会社同仁社
茨城県ブロック長	江幡 卓司	株式会社ロングライフ
栃木県ブロック長		
埼玉県ブロック長	中田 敏弘	株式会社ナカウエ
千葉県ブロック長	前野 由美	株式会社ポーソー
東京都ブロック長	鈴木 禎二	株式会社ヤマシタ
神奈川県ブロック長	鈴木 忠	生活協同組合ユーコープ
新潟県ブロック長	武藤 大希	さくらメディカル株式会社
富山県ブロック長	上野 藍子	株式会社イリス
石川県ブロック長	小浦 勇一	有限会社さわやか金沢
福井県ブロック長	端野 一成	ネクスタス株式会社
山梨県ブロック長	廣瀬 智	有限会社グットケアー
岐阜県ブロック長	長村 吉章	株式会社美濃庄
静岡県ブロック長	鈴木 陽平	有限会社銀のすず
愛知県ブロック長	小坂 理貴	パナソニックエイジフリー株式会社
三重県ブロック長	中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス
滋賀県ブロック長	村椿 均	医療法人輝生会 福祉用具貸与事業所
京都府ブロック長	荒井 祐子	有限会社スマイルケア
大阪府ブロック長	酒井 博人	総合メディカル株式会社
兵庫県ブロック長	山田 隆司	株式会社ひまわり
奈良県ブロック長	西浦 忠彦	株式会社イカリトンボ
和歌山県ブロック長	濱岡 努	株式会社大黒ヘルスケアサービス
鳥取県ブロック長	林 誠	株式会社ウィードメディカル
岡山県ブロック長	三好 勇輝	株式会社アイルリンク
広島県ブロック長	澤本 恭宏	日本基準寝具株式会社
香川県ブロック長	増田 浩三	有限会社ゴト一商事
福岡県ブロック長	稲留 博之	株式会社エミング
長崎県ブロック長	海田 努	株式会社カイダアイフルケア
熊本県ブロック長	帆鷺 輝誌男	株式会社ホワシ
宮崎県ブロック長	藤山 邦男	株式会社ウエルライフ
鹿児島県ブロック長	岩元 文雄	株式会社カクイックス ウィング
沖縄県ブロック長	佐藤 大介	サトウ株式会社

2020年6月1日 現在



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会と称する。  
(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都港区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービス等の普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

A 会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条の第1項九号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、当法人の目的に賛同して入会した者  
B 会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第4条の第1項一から八号に該当する職種）であって、当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員 福祉用具サービスの普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者

(4) FJC 会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(社員の資格の取得及び喪失)

第7条 当法人の社員はおおむね正会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（代議員制の定数の取扱については、理事会で別に定める）

2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。

3. 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。

4. 正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

5. 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

6. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7. 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が社員総会議決の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員

の選任及び解任（同法第63及び70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。）

8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時に備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9. 代議員の解任については第32条の規定を準用する。

10. 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

(正会員の権利)

第8条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使するこ

とが出来る。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第9条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。

4. FJC会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第12条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第13条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(抛出金品の不返還)

第15条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第16条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第17条 社員総会はすべての代議員をもって構成する。

2. 社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第20条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条の規定による請求

があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集通知は、会日より14日前までに各代議員に対して発する。ただし、すべての代議員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、社員総会においてその都度代議員の中から選出する。

(議決権)

第22条 代議員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員現在数の半数以上であって代議員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事由
3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
4. 理事又は代議員が、社員総会の開催に替えて社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面による議決権行使)

第24条 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第25条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第23条の適用については、その代議員は出席したものとみなす

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第27条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上30人以内
  - (2) 監事 2人以内
2. 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。
3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
4. 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第32条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、代議員の半数以上であって、出席した代議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行



に堪えられないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(特別顧問・顧問)

第34条 当法人に特別顧問・顧問を置くことができる。

2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(責任の一部免除)

第35条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第43条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1項及び第2項の書類についてはその内容を報告し、第3項から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 基金

(基金の抛入)

第44条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の抛入を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の抛入者の権利)

第46条 抛入された基金は、基金抛入者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の抛入者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第8章 ブロック組織、支部組織 (ブロック)

第48条 当法人は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。

(ブロック規程)

第49条 ブロックにブロック長1人を置く。

2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程をもって定める。

3. ブロック規程は、理事会の決議を経なければ、これを定め、又は変更することができない。

(支部組織)

第50条 当法人に、理事会の決議を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。

2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。

(支部長)

第51条 支部に支部長1人を置く。  
2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第54条 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第3条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。(以下略)

(設立時の理事、代表理事)

第4条 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。(以下略)

(設立時の監事)

第5条 当法人の設立時の監事は次の通りである。(以下略)

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成24年5月29日より施行する。

第2条 第21条の第4項中「理事又は正会員が、」の後に「総会の開催に替えて」を加え、「過半数」を「全員」に改める。

第3条 第24条の「し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。」を「しなければならぬ。」に改める。

第4条 第31条の「無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」を「に対して報酬を支給することができる。」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成25年5月30日より施行する。

第2条 第9条の第4項中「3年」を「2年」に改める。

第3条 第17条の第1項中「2か月」を「3か月」に改める。

第4条 第25条の第1項中「3人以上」を「15人以上」に改める。

第5条 第27条の第4項中「3か月に1回以上」を「毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成26年6月19日より施行する。

第2条 第29条の第3項中に「第25条に定める定数に足りなくなるときは、」の

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成28年4月1日より施行する。

第2条 第6条第1項(1)中「第3条の2第1項十号」を「第4条の第1項九号」に改める。同、「第3条の2第1項一から九号」を「第4条の第1項一から八号」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成29年6月20日より施行する。

第2条 第7条「社員の資格の取得及び喪失」を加筆する。

第3条 第8条「正会員の権利」を加筆する。

第16条「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。

第4条 第17条「総会」を「社員総会」に、「正会員」を「代議員」に改める。第2項「社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする」を加筆する。

第5条 第18条「総会」を「社員総会」に改める。

第6条 第19条「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。第2項、「10分の1」を「5分の1」に改める。

第7条 第20条「総会」を「社員総会」に改める。第3項、「総会」を「社員総会」に、「各正会員」を「各代議員」に、「正会員」を「代議員」に改める。

第8条 第21条「総会」は「社員総会」、「理事長がこれを当てる」は「社員総会においてその都度代議員の中から選出する」に改める。

第9条 第22条「正会員」は「代議員」に、「総会」は「社員総会」に改める。

第10条 第23条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第11条 第24条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第12条 第25条「正会員」は「代議員」に、「第21条」は「第23条」に改める。

第13条 第26条「総会」を「社員総会」に改める。

第14条 第28条「総会」を「社員総会」に改める。

第15条 第31条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

第16条 第32条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第17条 第41条第2項「理事長及び監事」は「出席した理事長及び監事」に改める。

第18条 第43条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

第19条 第52条「総会」を「社員総会」に改める。

第20条 第53条「総会」を「社員総会」に改める。

附 則

第1条 この定款は、平成31年4月1日より施行する。

第2条 第3条「福祉用具サービス」を「福祉用具サービス等」に改める。

第3条 第4条(1)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(2)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(3)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(4)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に改める。

第4条 第6条「(4) FJC会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者」を加筆する。

第5条 第9条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員」に改める。

第6条 第10条「4. FJC会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。」を加筆する。

第7条 第12条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員」に改める。

平成22年9月17日 制定

平成24年5月29日 改正

平成25年5月30日 改正

平成26年6月19日 改正

平成27年6月23日 改正

平成29年6月20日 改正

平成30年6月22日 改正

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会倫理綱領  
—— 福祉用具専門相談員の倫理綱領 ——

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

わたくしたち福祉用具専門相談員は、高齢者、障害者、その家族等の方々(以下「利用者等」という。)が、福祉用具を利用される際に、福祉用具にかかる専門的知識、技術等をもって相談援助、適合等を行うとともに、福祉用具の導入後も適切な利用についてサポートする専門職です。

介護保険のスタートとともに福祉用具サービスが制度に位置づけられましたことから、その利用は順調に拡大していますが、少子高齢化に伴う社会的な介護力の低下や介護ニーズの多様化に伴って福祉用具の必要性が高まり、それに関わる福祉用具専門相談員の職務領域も急速に広がりを見せており、その役割と責任は益々重要性を増しています。

福祉用具専門相談員は、このような社会的な要請に応えるために、福祉用具の利用者等の尊厳を重んじ、住みなれた地域や環境で、自立した生活を支援するための最適な福祉用具サービスの提供に努める必要があります。

全国福祉用具専門相談員協会では、ここに「福祉用具専門相談員の倫理綱領」を定めて、福祉用具の専門職としての立場を明確にし、会員一人ひとりがこれを遵守し、自らの専門性を高めて福祉用具サービスの提供に努めていくものとします。

1. 法令遵守

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービスの提供において、法令等を遵守しなければならない。

2. 平等原則

福祉用具専門相談員は、人の尊厳を守り、人種、性別、思想、信条、社会的身分、門地等によって差別してはならない。

3. 守秘義務

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者等から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。
- (2) 福祉用具専門相談員は、業務上で利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得なければならない。
- (3) 福祉用具専門相談員は、業務上で知りえた利用者等の個人情報については、業務を退いた後もその秘密を保持する。

4. 説明責任

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等が福祉用具を利用する際に必要となる情報を、分かりやすい表現や方法等を用いて提供し、同意を得なければならない。

5. 不当な報酬・利益供与の禁止

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等から不当な報酬を得てはならない。また、関係者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

6. 利用者情報の活用

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等とのコミュニケーションを重視して、福祉用具に関わる要望や苦情等の情報を理解するとともに、今後の福祉用具の適正な使用や開発等に有効に活用するよう努める。

7. 多職種との連携

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等に質の高い福祉用具サービスを総合的に提供していくため、福祉、保健、医療、その他関連する専門職と連携を深めることに努める。

8. 普及・啓発

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具に係る調査・研究や普及・啓発に心掛けるとともに、利用者等に対して利便性の高い福祉用具サービスの提供に努める。

9. 専門性の向上

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具の専門的な知識・技術等の研鑽に励むとともに、後進を育成し、専門職としての社会的信用を高めるよう努める。

10. 社会貢献

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具サービスの充実を図るとともに、利用者等に対し自己及び所属する組織がもつ知識、技術等を積極的に提供して社会貢献に努める。

平成20年6月25日採択

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404号室

メール [info@zfssk.com](mailto:info@zfssk.com) / ホームページ <http://www.zfssk.com/>

TEL 03-5418-7700 / FAX 03-5418-2111